

# 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する 基本方針」の見直しについて

国土交通省港湾局

# 基本方針とは

## 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により、国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

## 基本方針の役割

国の港湾行政の指針  
(港湾法第3条の2第1項)

個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準  
(港湾法第3条の3第6項)

## 基本方針に定める事項(港湾法第3条の2第2項)

第1号 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

第2号 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

第3号 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

第4号 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

第5号 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

# 基本方針の目次構成の見直しについて

## 【見直しにあたって】

- ・港湾法第3条の2第2項に規定されている基本方針において定める事項(第1号～第5号)に対応して、編から 編の5編構成とする。
- ・これまでの基本方針の目次設定を再整理するとともに、国土形成計画、社会資本整備重点計画等の上位計画、平成16年度の基本方針の変更以降に頂いた答申等を踏まえ、具体的記述について網羅的かつ体系的に見直しを行う。
- ・前回(5月23日)の港湾分科会において、各委員からご指摘のあった事項を踏まえ、適切に見直しを行う。
- ・今後の港湾の方向性の検討にあたっては、港湾機能の管理、港湾空間の管理、これらを支えるストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施の相互の関係を明確にしつつ行う。
- ・海洋基本法、海洋基本計画等の港湾行政と密接に関係する上位計画について積極的に反映する。
- ・地球温暖化対策(CO2削減)等について積極的に反映する。

# 第 編～第 編の目次設定について(案)

港湾法第3条の2第2項第1号～第5号に規定されている基本方針において定める事項に基づき、第 編～第 編の5編構成とする。

港湾法第三条の二第2項	目次設定の考え方
1. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	<p>・今後の港湾の進むべき方向</p> <p>国土形成計画、社会資本整備重点計画等の上位計画や交通政策審議会の各種答申を踏まえ、<b>今後の港湾の進むべき方向</b>を網羅的かつ体系的に明示。</p>
2. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的事項	<p>・港湾機能の拠点的な配置と能力の強化</p> <p>編で整理した港湾の多種多様な機能のうち、国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点としての機能、地域の発展を支える海上輸送網の拠点としての機能等の<b>国の利害に重大な関係を有する港湾機能等の配置（ネットワーク）の考え方及び能力</b>を明示。</p>
3. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項	<p>・海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路</p> <p>平成19年7月の海洋基本法の施行、本年3月に閣議決定された<b>海洋基本計画</b>を踏まえ、<b>海上交通の安全性、効率性</b>を確保する観点より、開発保全航路の開発、保全及び管理の方向について明示。</p>
4. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項（平成12年法律改正）	<p>・<b>良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応</b></p> <p>編で整理した港湾の多種多様な機能のうち、港湾、開発保全航路及びその周辺の海洋における環境政策についての具体的施策を<b>良好な港湾環境及び海洋環境の形成</b>として明示。</p>
5. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項（平成12年法律改正）	<p>港湾相互間の連携の確保</p> <p>編で整理した港湾政策について、湾域や地域ブロックといった広域的単位における<b>港湾相互間の連携の確保</b>に関する方針を明示。</p>

# 港湾行政における管理の考え方

港湾行政を管理の視点でとらえると、「**港湾空間の管理**」と「**港湾の持つ様々な機能の管理**」の2つの管理が存在している。また、港湾空間の管理と港湾機能の管理を下支えする**港湾の整備(効率的・効果的な事業の実施)**が求められている。

## 港湾空間の管理

- ・施設の配置計画と管理
- ・港湾計画に基づく“貴重な臨海部”の土地利用調整
- ・水環境・陸域環境の保全
- ・暮らしにおける安全・安心の提供
- ・豊かな自然と触れ合い、手軽に憩いや癒しを感じることができる貴重な空間の提供

## 港湾機能の管理

- ・物流機能
- ・産業活動機能
- ・都市機能(交通機能を含む)
- ・環境負荷軽減
- ・防災機能
- ・保安性の確保

## 港湾の整備(効率的・効果的な事業の実施)

- ・透明性向上やコスト縮減に努めつつ、必要な整備を実施
- ・港湾施設の適切な維持管理・技術開発の推進と成果の活用 等

# 基本方針見直しの主なポイント(案)

## 第 編「今後の港湾の進むべき方向性」の目次構成、内容の見直し

国土形成計画、社会資本整備重点計画等の上位計画、及び基本方針(H16.10)の変更以降の交通政策審議会の各種答申を踏まえ、今後の港湾の進むべき方向性として、港湾機能について第1～3章に体系的に明示するとともに、第4章で港湾空間、第5章でこれら港湾機能、港湾空間の管理を支える事業の実施について明示することとした。

( 編の目次構成)

1. 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
2. 国民の安全・安心の確保への貢献
3. 良好な港湾環境の形成
4. 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理
5. スtock型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

## 地球温暖化対策等に関する内容を新規に追加(第 編、第 編)

さらに、交通政策審議会の各種答申を踏まえ、新規施策を追加。

- ・「臨海部の産業立地・活動環境の向上」(第 編 1(2))
- ・臨海部物流拠点・臨海部産業エリア(第 編 2、3)
- ・基幹的広域防災拠点・事業継続計画(BCP)(第 編 2、第2編 7)

など

## 各地域ブロックにおける「観光」に関する連携について追加(第 編)

「物流」に関する連携だけではなく、「観光」に関する連携を追加するなど、各ブロックの特色を明確にする。

# 基本方針の全体構成(案)について

## (港湾)

### (第 編の考え方)

- ・港湾の政策(港湾機能等)について体系的に明示
- ・港湾空間のあり方を明示
- ・事業実施のあり方を明示



### 第 編 今後の港湾の進むべき方向

1. 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
2. **国民の安全・安心の確保への貢献**
3. **良好な港湾環境の形成(新規)**
4. **活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理**
5. **ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施**

## (開発保全航路)

### 第 編 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

1. 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
2. 開発保全航路の配置

### (第 編の考え方)

第 編を受けて、港湾の多種多様な機能のうち、**国の利害に重大な関係を有する港湾機能等の配置(ネットワーク)の考え方及び能力**について配置の考え方を明示

### (第 編の考え方)

第 編3. について**具体的施策**を明示

### (第 編の考え方)

第 編を受けて、**一つの経済圏や生活圏あるいは一つの海域を構成する地域における港湾相互間の連携**の考え方を明示

### 第 編 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

1. 港湾取扱貨物の見通し
2. 国際海上コンテナ輸送網の拠点
3. バルク貨物等の輸送網の拠点
4. 複合一貫輸送網の拠点
5. 地域の個性ある発展を支える海上輸送網の拠点
6. 船舶の安全な避難機能を担う拠点
7. 大規模地震対策施設

### 第 編 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

1. 良好な環境の積極的な保全・再生・創出
2. **多様化する環境問題への対応(新規)**
3. 環境の保全の効果的かつ着実な推進

### 第 編 港湾相互間の連携の確保

1. 港湾相互間の連携に関する観点
2. 各地域における港湾相互間の連携
3. 広域的な港湾相互間の連携
4. 港湾相互間の連携の確保に向けた取組み



# 基本方針(H20年度)の目次案

凡例1  
 ・赤字: 構成の変更  
 ・青字: 内容の充実を図る  
 ・黄色: 委員より頂いた意見

凡例2(交通政策審議会港湾分科会における答申との対応)  
 ・A: 地震に強い港湾のあり方(平成17年3月22日答申)  
 ・B: 今後の港湾環境政策の基本的な方向(平成17年3月29日答申)  
 ・C: 安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について(平成17年12月26日答申)  
 ・D: 我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方(平成20年4月11日答申)  
 ・E: 防災・保全部会の中間とりまとめ

参考	基本方針(H20)目次(案)	備考 (旧掲載箇所)	意見と主な追加項目
基本方針(H16.10)目次	基本方針(H20)目次(案)		
今後の港湾の進むべき方向	今後の港湾の進むべき方向		
1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築	1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築		経済動向等を最新の答申に基づき、更新 <b>D</b> (BR Csや中東等の経済発展、地球温暖化の防止)
(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化	(1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化		
国際海上コンテナ輸送網の拠点の形成	国際海上コンテナ輸送網の強化	タイトル変更	
バルク貨物等の輸送網の拠点の形成	バルク貨物等の輸送網の強化	タイトル変更	
複合一貫輸送網の拠点の形成	複合一貫輸送網の強化	タイトル変更	
港湾を拠点とした静脈物流網の形成	港湾を核とした静脈物流網の形成	タイトル変更	
地域の暮らしを支える機能の確保	地域の暮らしを支える機能の確保		
港湾内及び背後地域とのアクセスの向上	港湾を核としたシームレスな物流網の形成	タイトル変更	(意見) 臨港道路等インフラ整備について、生産消費地と港までのアクセスを一体として考慮し、検討すべき。 臨港鉄道と港湾との連携について検討すべき。 (対応方針) 当該項目内で、内容の充実を図る。
	(2) 臨海部の産業立地・活動環境の向上	新規	企業の立地促進等による臨海部産業の活性化(P14) <b>D</b>
(2) 港湾の効率性、利便性の向上	(3) 港湾の利便性、船舶航行の安全性の向上	.1(2)	
港湾における物流サービスの向上	港湾における物流サービスの向上		
港湾の効率的な運営	港湾の効率的な運営		埠頭公社の民営化による管理運営の効率化等 <b>D</b>
港湾における情報化の推進	港湾における情報化の推進		次世代シングルウィンドウへの一元化等 <b>D</b>
船舶航行の安全の確保と効率性の向上	船舶航行の安全の確保と効率性の向上		
2 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造	2 国民の安全・安心の確保への貢献	2(2)	
(1) 活力と潤いのあるみなとまちづくりの推進	災害に強い港湾の構築	タイトル変更	・基幹的広域防災拠点 <b>A</b> ・BCP(目的、方向性、実施主体等) <b>A</b>
美しく・文化性に富んだ親しまれるみなとの形成	国土の保全への配慮		地球温暖化に起因する気候変動への対応 <b>E</b>
海洋性レクリエーションや観光を核とした交流拠点の形成	危険物取扱いへの配慮		
地域の活力を支える物流、産業空間の形成	港湾保安対策の推進		
健全な都市活動への貢献			
港湾空間の再編			
港湾空間の適正な管理			
(2) 安全で安心な地域づくりへの貢献	3 良好な港湾環境の形成	新規	
災害やその他非常事態に強い港湾システムの構築	良好な環境の積極的な保全		多様化する環境問題への対応 <b>B</b>
国土の保全への配慮	多様化する環境問題への対応		
危険物取扱いへの配慮			
港湾保安対策の推進			
	4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理	.2(1) タイトル変更	(意見) 港湾の機能と港湾空間が入り混ざっていて分かりにくい。 (対応方針) 「港湾空間」から「安全・安心」を分離。
	地域の活力を支える物流、産業空間の形成	タイトル変更	
	美しく・文化性に富んだ親しまれる拠点の形成	タイトル変更	市町村やNPO等の市民団体によるみなとまちづくり(観光立国推進基本計画 H19.6閣議決定)
	観光や海洋性レクリエーションを核とした交流拠点の形成		
	健全な都市活動への貢献		
	港湾空間の再編		
	港湾空間の適正な管理		
	将来の情勢変化への対応	.3	
3 効率的・効果的な事業の実施	5 ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施	.3 タイトル変更	
総合的な施策の推進	(1) 効率的・効果的な事業の実施		
投資の効率化	総合的な施策の推進		施設の性能規格化による建設費用の縮減 <b>C</b>
透明性の向上	投資の効率化		
リサイクルの推進	透明性の向上	タイトル変更	
地域との連携	港湾の開発等におけるリサイクルの推進		
港湾施設の適正な維持管理	地域との連携	タイトル変更	維持管理計画の策定等によるライフサイクルコストの最小化 <b>C</b>
港湾施設の計画的な更新と有効活用	港湾施設の適切な維持管理	タイトル変更	
将来の情勢変化への対応	港湾施設の有効活用	タイトル変更	
4 技術開発の推進と成果の活用	(2) 技術開発の推進と成果の活用	.4	港湾における温室効果ガスの排出削減に資する技術 <b>B</b>



港湾機能の拠点的な配置と能力の強化	港湾機能の拠点的な配置と能力の強化		
1 港湾取扱貨物の見通し	1 港湾取扱貨物の見通し		
2 国際海上コンテナ輸送網の拠点	2 国際海上コンテナ輸送網の拠点		臨海部物流拠点(ロジスティクスセンター) <b>D</b>
中枢国際港湾	スーパー中枢港湾	タイトル変更	
中核国際港湾	中核国際港湾		
地域の国際海上コンテナを取り扱う港湾	中核国際港湾		
国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾プロジェクトの推進	地域の国際海上コンテナを取り扱う港湾		
3 バルク貨物等の輸送網の拠点	3 バルク貨物等の輸送網の拠点		臨海部産業エリア <b>D</b>
4 長距離の複合一貫輸送網の拠点	4 複合一貫輸送網の拠点	タイトル変更	
5 地域の個性ある発展を支える海上輸送網の拠点	5 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点	タイトル変更	
6 船舶の安全な避難機能を担う拠点	6 船舶の安全な避難機能を担う拠点		
7 大規模地震対策施設	7 大規模地震対策施設		基幹的広域防災拠点に関する運用面事業継続計画(BCP) <b>A</b> <b>A</b>
海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路	海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路		
1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向	1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向		開発保全航路の指定範囲拡大に向けた「保全・管理の推進」に関する内容を追加予定
2 開発保全航路の配置	2 開発保全航路の配置		
良好な港湾環境の形成	良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応	タイトル変更	(意見) 積極的にCO2削減に向けた施策を進めてほしい。 (対応方針) 地球温暖化(CO2削減等)に関する「章」を立てる。
1 自然環境の積極的な保全	1 自然環境の積極的な保全		(意見) 現行基本方針の「自然環境の保全」はCO2削減の観点からも非常に重要であるため、ぜひ配慮して頂きたい。
良好な自然環境の維持	良好な自然環境の維持		
失われた自然環境の回復と新たな環境の創造	失われた自然環境の回復と新たな環境の創造		
沿岸域の連続性を考慮した対応	沿岸域の連続性を考慮した対応		(意見) 湾内の水質等の改善において、原因者である他分野へ積極的に働きかけるなど、対応すべき。 (対応方針) 当該項目内で、内容の充実を図る。
	環境の負の遺産への対応と海洋汚染の防止	.2.	
	人と自然との触れ合いの拡大	.2.	
2 人と自然との関わりと環境の改善	2 多様化する環境問題への対応	新規	・多様化する環境問題への対応(P19~P22) ・地球温暖化に起因する気候変動への対応 <b>B</b> <b>E</b>
人と自然との触れ合いの拡大	地球温暖化対策		
環境の負の遺産への対応と海洋汚染の防止	循環型社会の形成		
3 環境の保全の効果的かつ着実な推進	3 環境の保全の効果的かつ着実な推進		
環境情報の充実と共有化	海洋環境の定常的な調査と情報の共有	タイトル変更	
環境への影響の評価と対応	環境への影響の評価と対応		
先導的な環境保全技術の開発	先導的な環境保全技術の開発		港湾における温室効果ガスの排出削減に資する技術 <b>B</b>
地域と連携した環境保全への取り組み	地域と連携した環境保全への取り組み		
港湾相互間の連携の確保	港湾相互間の連携の確保		
1 港湾相互間の連携に関する観点	1 港湾相互間の連携に関する観点		
経済的な観点からの連携	経済的な観点からの連携		(意見) 今後、物流だけでなく、観光の分野についても地域を越えた連携が必要なのではないか。 (対応方針) 旅客船就航の促進についての連携強化
自然的な観点からの連携	自然的な観点からの連携		
社会的な観点からの連携	社会的な観点からの連携		基幹的広域防災拠点に関する運用面広域的な事業継続計画(BCP) <b>A</b> <b>A</b>
2 各地域における港湾相互間の連携	2 各地域における港湾相互間の連携		地域の特色を打ち出す方向で修正
北海道地域	北海道地域		
東北地域	東北地域		
関東地域	関東地域		
北陸地域	北陸地域		
中部地域	中部地域		
近畿地域	近畿地域		
中国地域	中国地域		
四国地域	四国地域		
九州地域	九州地域		
沖縄地域	沖縄地域		
3 広域的な港湾相互間の連携	3 広域的な港湾相互間の連携		
日本海沿岸における環日本海交流と地域振興への取り組み	日本海沿岸における環日本海交流と地域振興への取り組み		
瀬戸内海における地域振興と環境の保全への取り組み	瀬戸内海における地域振興と環境の保全への取り組み		
4 港湾相互間の連携の確保に向けた取り組み			